

雨水タンク設置の 補助金があります！

亀岡市では、近年頻発する短時間豪雨に対して雨水の流出抑制および防災や環境意識の向上のため、雨水貯留施設（雨水タンク）を設置する人に対して補助金を交付します。

●対象者

- ・亀岡市内で雨水貯留施設を設置する建物を所有し、又は使用（建物の所有者の同意を得た場合に限る）する個人又は法人であること
- ・市税、下水道受益者負担金および下水道使用料の滞納がない人
- ・亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でない人
- ・他の補助制度を利用して雨水タンクを設置していないこと

●補助要件

- 次のいずれにも該当する雨水タンクを設置
 - ・一般に市販されており、貯留量が100リットル以上で密閉型のもの
 - ・新たに購入し、設置するもの
- ※過去に補助金を受けられた方でも、新たに雨水タンクを設置される場合は補助金対象となります
- ・展示又は販売（住宅と一体的に販売する場合を含む）の用に供するために設置したものでないこと

●補助金の額

雨水タンクの購入に要した費用（1基当たりの費用）の3/4以内（千円未満切捨て）とし、**3万円を限度額**とします。

雨水タンク
購入費

自己負担
(1/4)

市 補 助
(3/4)

(例) 1基4万円の場合

・補助額	4万円×3/4 = 3万円
・自己負担額	4万円－3万円 = 1万円

●対象費用

- ・雨水タンク本体の購入費
- ・雨どいからの分岐器具購入費
- ・雨水タンク架台購入費 ※基礎工事は対象外
- ・水中ポンプ購入費（雨水タンクと一体に限る）

●対象外費用

- ・購入に係る送料
- ・雨どいに係る費用
- ・設置工事に要する費用
- ・ホース購入費等対象費用外のもの

●受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年12月26日（金）まで

※先着順で受付し、予算の上限に達した時点で終了します。
※必ず購入前に亀岡市へ補助金交付申請を行ってください。
※購入は補助金交付決定通知書が届いてから行ってください。

●手続きの流れ

補助金を申請される方は、申請前に下水道課にて雨水タンク設置に関する相談を受けてください。

補助金交付申請書提出後に市から郵送される交付決定通知書を受け取る前に雨水タンクを購入されないようご注意ください。

●補助金の交付申請

下水道課窓口もしくは郵送にて、下記書類を添えて補助金交付申請書（別記第1号様式）を提出してください。

□建物の所有者を確認できる書類（家屋登記事項証明書の写し・固定資産税課税明細書の写しなど）

□建物の位置図（地図の写し等）

□建物の配置図に雨水貯留施設の設置予定箇所を示した図面

□雨水貯留施設の設置予定箇所の現況写真（設置前の写真）

□対象経費の額を確認できる書類（見積書（本体と付属品が分かるもの）及びカタログ等）

□申請者が建物の所有者でない場合は、所有者の同意書

●補助金の交付決定

申請の内容に問題がなければ交付決定を行い、交付決定通知書（第2号様式）をお送りします。

補助金の交付決定後に申請内容を変更（金額変更等）・中止される場合は、補助金変更（中止）

承認申請書（第4号様式）のご提出をお願いします。

●購入・設置

雨水貯留施設の設置後、速やかに下記の書類を添えて実績報告書（第6号様式）を提出してください。（補助金決定通知の日から60日以内に事業を完了してください。）

□設置した雨水貯留施設の領収書の写し（宛名が明記されていて、領収印があるもの。レシート不可。）

□雨水貯留施設の設置状況が分かる写真（ステッカーを貼ったもの）

●設置確認及び交付確定通知

設置状況に問題がなければ、補助金交付確定通知書（第7号様式）をお送りします。

●請求書の提出

補助金確定通知書が届いたら、確定の日から30日以内に補助金交付請求書（第8号様式）を提出してください。

●補助金の交付

補助金交付請求書の提出後、約1カ月後に指定口座に振り込みます。

お問合せ
〒621-0805
亀岡市安町釜ヶ前20番地
亀岡市 上下水道部 下水道課
TEL：0771-56-9307 FAX：0771-22-6336

